

国家公務員共済組合連合会等助成費の概要

費目	内容	交付先	令和5年度 要求額
国家公務員共済組合連合会補助金	国家公務員共済組合連合会本部の事業運営に要する費用及び特定健康診査等に係る費用の3分の1に相当する額を補助	・ 国家公務員共済組合連合会	21 億円
基礎年金等国家公務員共済組合連合会職員共済組合負担金	連合会職員共済組合に係る基礎年金拠出金の2分の1に相当する額及び長期給付に要する費用の一部を負担	・ 国家公務員共済組合連合会 職員共済組合	35.7 億円 <small>うち年金給付費等 35.7億円</small>
旧令共済組合年金等交付金	旧陸海軍共済組合及び外地関係共済組合の年金受給者に対する年金給付費、年金支給のための事務費、ガス対策費等に要する費用に充てるため必要な金額を交付	・ 国家公務員共済組合連合会	7.5 億円 <small>うち年金給付費等 2.3億円</small>
日本郵政共済組合等補助金	日本郵政共済組合、日本鉄道共済組合及びエヌ・ティ・ティ企業年金基金の共済事務に要する費用の一部を補助	・ 日本郵政共済組合 ・ 日本鉄道共済組合 ・ エヌ・ティ・ティ企業年金基金	1.3 億円
基礎年金等日本郵政共済組合等負担金	日本郵政共済組合、厚生労働省第二共済組合及び財務省共済組合に係る基礎年金拠出金の2分の1に相当する額及び日本郵政共済組合、厚生労働省第二共済組合、財務省共済組合、日本鉄道共済組合、日本たばこ産業共済組合並びにエヌ・ティ・ティ企業年金基金の長期給付に要する費用の一部を負担	・ 日本郵政共済組合 ・ 厚生労働省第二共済組合 ・ 財務省共済組合 ・ 日本鉄道共済組合 ・ 日本たばこ産業共済組合 ・ エヌ・ティ・ティ企業年金基金	771.5 億円 <small>うち年金給付費等 771.5億円</small>

※ 端数は四捨五入している。

合計 837 億円

うち年金給付費等 809.6億円

共済組合への特定健康診査・特定保健指導に対する補助について

概要

- 共済組合（医療保険者）が実施する組合員・被扶養者（実施年度中に40歳から75歳に達する者）に対する特定健康診査、健診の結果が一定の基準に当てはまる者に対する特定保健指導
- 特定健康診査及び特定保健指導の実施に要する費用の一部補助（当該経費の3分の1を上限）
- 国家公務員共済組合連合会を通じて、共済組合へ補助

※ 事業主（国等）が行う健康診断を受けた場合は、特定健康診査を行ったものとされることから、補助の対象とはならない

共済組合の実施に係る目標

- 平成30～令和5年度における目標

- ・特定健康診査の実施率 90% （全国目標70%）
- ・特定保健指導の実施率 45% （全国目標45%）

※ 特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針（平成20年3月31日厚生労働省告示第150号）

特定健康診査の検査項目

- 質問票（服薬歴、喫煙歴 等）
- 身体計測（身長、体重、BMI、腹囲）
- 理学的検査（身体診察）
- 血圧測定
- 血液検査（脂質検査、血糖検査、肝機能検査）
- 検尿（尿糖、尿蛋白）

※ 一定の基準の下、医師が必要と認めた場合には、心電図検査等を実施

受診実績

- 補助対象となる者の特定健康診査及び特定保健指導の受診実績は以下のとおり

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
特定健康診査の実施率（被扶養者）	26.93%	28.16%	29.05%	31.49%	32.61%	33.03%	30.40%
特定保健指導の実施率（組合員+被扶養者）	15.83%	14.91%	21.91%	27.09%	33.93%	32.24%	28.93%
国庫返納額（概算交付額－額の確定額）	722百万円	94百万円	73百万円	75百万円	67百万円	64百万円	119百万円

- 【参考】事業主が行う健康診断を含めた特定健康診査の実施率

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
特定健康診査の実施率（事業主健診含む）	69.59%	69.66%	71.09%	73.01%	73.29%	73.99%	73.57%

共済組合への特定健康診査・特定保健指導に対する補助について

受診率向上に向けた共済組合の取組み

- 特定健康診査（被扶養者）
 - ・がん健診、婦人科健診等のオプション健診の設定
 - ・受診期間、受診対象医療機関の拡充
 - ・巡回健診、出張健診の実施
 - ・早期申込者、早期受診者に対するキャンペーン（カタログギフト等）の実施 など
- 特定保健指導（組合員、被扶養者）
 - ・I C Tを活用した遠隔面談の導入し、受診しやすい環境作りを整備
 - ・特定健康診査、特定保健指導の一括外部委託により、健診から指導までの期間を短縮
 - ・支部ごとの受診率を順位化し、低い支部に対して今後の取組等について本部から直接指導
 - ・地方支分部局の局長会議の場で議題として周知 など

参考

- 国家公務員共済組合法 第99条の2
国は、予算の範囲内において、組合の事業に要する費用のうち、特定健康診査等の実施に要する費用の一部を補助することができる。
- 国民健康保険法 第72条の5
国は、政令の定めるところにより、都道府県に対し、当該都道府県内の市町村による高齢者の医療の確保に関する法律第20条の規定による特定健康診査及び同法第24条の規定による特定保健指導に要する費用のうち政令で定めるものの3分の1に相当する額を負担する。
- 健康保険法 第154条の2
国庫は、第151条及び前2条に規定する費用のほか、予算の範囲内において、健康保険事業の執行に要する費用のうち、特定健康診査等の実施に要する費用の一部を補助することができる。

国家公務員共済組合連合会等助成費の政策評価との関係について

政策目標 9 – 1 安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理

【施策】政9-1-3 国家公務員共済組合連合会等の適正な運営の確保

《政策評価との関係》

国家公務員共済組合連合会等助成費は、国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保するために必要な経費を計上しているものであり、安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理に資するものとなっている。



《施策の測定指標と達成状況》

○測定指標：政9-1-3-B-1 国家公務員共済組合連合会等の適正な運営の確保

○達成状況：目標達成

国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保するため、監査を実施し、法令及び内部規則の遵守徹底を指導するなど、引き続き、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度等の整備・管理・運営に努めたことから、令和3年度財務省政策評価書において、「目標達成」との評価となっている。